

平成26年度第1回半田市都市計画審議会

1. 開催日時

平成27年1月29日（木） 午後2時00分から午後3時15分まで

2. 開催場所

半田市役所 4階 庁議室

3. 出席した委員（敬称略、計13名）

瀬口哲夫、鈴木健司、山本善博、横井正己、板倉恵美

成田吉毅、岩田玲子、石川英之、渡辺昭司、山内悟

石川智之（愛知県半田警察署長）、栞葉俊雄（愛知県尾張県民事務所知多県民センター長代理）、
西尾義廣（愛知県知多建設事務所長代理）

4. 出席した市職員（計6名）

建設部長：笠原健次

都市計画課長：柘植信彦

都市計画課：副主幹 竹内正治、技師 近藤佑也

農務課長：丹羽英行

農務課：主査 石川憲一

5. 審議会次第

(1) 委員紹介

(2) 会長あいさつ

(3) 議 題 議案第1号 知多都市計画市場の変更（半田市決定）について

議案第2号 知多都市計画生産緑地地区の変更（半田市決定）について

(4) その他

平成26年度第1回半田市都市計画審議会 議事録

《午後2時00分 開始》

事務局

定刻となりましたので、只今より平成26年度第1回半田市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

委員の皆様のご紹介につきましては、審議の時間も限られておりますので、お手元にご用意いたしました配席表にて代えさせていただきます。

なお、半田商工会議所専務理事の間瀬政勝様におかれましては、本日ご都合によりご欠席となっております。

それでは会議に先立ちまして、会長よりごあいさつをお願いいたします。

－会長あいさつ－

会長

＜あいさつ（内容略）＞

事務局

ありがとうございました。

議事に入ります前に、本日の予定についてご案内させていただきます。

本日の議題は、先に皆様にご配付いたしましたとおり、

「議案第1号 知多都市計画市場の変更（半田市決定）」及び「議案第2号 知多都市計画生産緑地地区の変更（半田市決定）」の2件でございます。

議長の選出につきましては、半田市都市計画審議会条例第6条第1項により、「審議会は会長が議長となる。」と定められておりますので、これより議事の進行につきましては会長、よろしくお願いいたします。

－議長選出－

議長

はい、それでは事務局から説明がありましたように、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

－一定足数の確認－

議長

初めに定足数の確認でございます。審議会条例第6条第2項により「審議会は委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない」と定められておりますので、事務局から報告をお願いします。

事務局

本日は、委員14名中、13名の方にご出席いただいております。半田市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、定足数に達しておりますのでご報告いたします。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から、定足数に達しているとの報告がございました。

－議事録署名者の選任－

議長

続きまして、本日の議事録の署名者を決めたいと存じますが、特にご意見がないようでしたら私の方から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一同

(異議なし)

議長

特にご異議も無いようですので私から指名させていただきます。

今回は、成田吉毅さんと横井正己さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

－議 事－

議長

それでは、早速議事に入りたいと存じます。

この件につきまして、半田市長より半田市都市計画審議会条例第2条の規定により意見を求められましたので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

次第にございますように「議案第1号 知多都市計画市場の変更（半田市決定）」についてでございます。

それでは議案第1号につきまして、事務局より説明をお願いします。

－議案第1号－

事務局

配布資料1の議案第1号「知多都市計画市場の変更（半田市決定）」について説明させていただきます。

資料の4ページの総括図と、5ページの計画図の図面も同時に見ていただきながら説明いたします。

1ページをお願いします。

現在の地方卸売市場 知多南部総合卸売市場は、知多都市計画市場として名称が番号1、市場名が 知多南部食品流通センター、位置は 半田市横山町、現在の面積は 約5.6ha、取扱量は 青果物一日当たり160t、水産物一日当たり40t、合計一日当たり200tとして、位置づけられております。

この市場の面積を、約3.8haに変更しようとするものです。

変更理由といたしましては、卸売市場の機能の効率化を図るため、適正な規模にすることを目的としています。

次に2ページをお願いします。

1. この都市計画の都市の将来像における位置付けですが、(1)上位計画等として、「第6次半田市総合計画」、「半田市都市計画マスタープラン」及び「第9次 愛知県卸売市場整備計画」に位置付けられています。

(2)当該都市計画の必要性ですが、「地産地消」の機能を担う都市施設であり、流通拠点として効率化を図るため、市場内の加工施設を集約することとし、不要となる加工施設の一部が配置されている区域を廃止するものであります。

次に3ページをお願いします。

2. 当該都市計画の位置、区域、規模の妥当性が記載されておりますが、その中の(2)規模の妥当性について、説明いたします。

ア 計画地の規模としまして、廃止する区域は、現在、集約化を図る加工棟が配置されている北側の区域です。

変更後の南側区域には市場の機能を担う青果卸売場、水産卸売場、事務所、加工施設、駐車場、場内道路等が建設されています。卸売市場の建築物は、廃止する北側計画地に対し、日影規制上、問題がないことを確認しています。

イ 施設規模については、関連市町（半田市、常滑市、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町）の人口は近年微増傾向にありますが、国立社会保障・人口問題研究所の推定によれば、将来減少することが予測されています。また、市場外流通の増加から生産者と消費者の流通経路が多様化し、加工処理は市場外で行われる傾向にあります。

このような状況を踏まえ、今回、加工施設について集約化を図りますが、流通能力を決める卸売場等の施設については、「地産地消」の機能を担うため、既存施設の有効利用を図る方針です。このため、変更後においても、青果物１日当たり１６０ｔ、水産物１日当たり４０ｔ、合計１日当たり２００ｔの取扱量に対応する能力を持った施設規模を確保しております。

次に、５ページの図をご覧くださいと思います。

黄色に塗られた部分、市場の北側 約１．７ｈａを都市計画決定区域から除外したいとするものです。

変更後の面積といたしましては、先程も申し上げましたが約３．８ｈａとなります。

また、今までの報告事項として平成２６年３月１日に行った地元説明会、平成２６年１１月７日から２１日の間におこなった知多都市計画市場の変更案の縦覧において、特に意見書の提出がなかったことを報告いたします。

今後は、都市計画審議会で審議を行ったあとに、愛知県に今までの結果を報告し、知事協議に入ります。協議の結果、支障ない回答が得られましたら、決定の告示をいたしまして決定となります。

現在、その告示を今年の３月頃に予定しております。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。

それでは、ただ今、議案第１号につきまして説明がありましたけれどもご意見、ご質問はございますでしょうか。

板倉委員

この市場ですが、経営は半田市がしているわけではないのですね。それなのに、これに市が関わってくるというのは、土地が半田市のものということなののでしょうか。

事務局

この施設自体は、半田市と民間会社の(株)知多南部総合卸売市場が出資した第３セクターである知多南部卸売市場(株)が運営をしており、土地についても知多南部卸売市場(株)が所有しています。

板倉委員

市も出資している関係上、関わってくるということでしょうか。

事務局

都市計画決定された施設であるため、市が都市計画変更を行います。都市計画市場の区域内は、市場以外の目的に活用することができないため、知多南部卸売市場(株)がこの区域で市場以外の土地活用をしようとする際には、変更が必要です。

議長

都市計画施設になっているということで、審議会に諮るという説明ですね。

事務局

はい。

議長

ありがとうございました。他にはどうでしょうか。

板倉委員

除外した区域を有効活用するということで、使い道は何か決まっているのでしょうか。

事務局

半田市としましては、都市計画区域を外した部分について、こちらに給食センターの誘致を考えております。

議長

市場の現在の取扱量は分かりますか。

事務局

青果が５０ｔ、水産が２．３ｔです。

議長

施設の容量に対して、まだ十分余裕がある状況だということですね。

山本委員

時代と共に流通形態が変わってきまして、直接、生産者と消費者との取引が増えてきましたので、どうしても最初市場を作った時の計画とは相当なずれができていますので、やむを得ないと思っています。

議長

地産地消ということがあくまで残るので、機能はまだ十分気にしていく必要があるということだと思います。

他にはどうでしょうか。よろしいでしょうか。特にご意見がないようでしたら採決を取りたいと思います。議案第1号「知多都市計画市場の変更（半田市決定）」について、原案通り決することにご異議ございませんか。

一同

（異議なし）

議長

はい、ありがとうございます。異議なしということで原案通り決することといたします。

続きまして、次第にあります「議案第2号 知多都市計画生産緑地地区の変更（半田市決定）」について事務局より説明をお願いします。

－議案第2号－

事務局

議案第2号、知多都市計画生産緑地地区の変更についてご説明いたします。

まず始めに、生産緑地地区について説明させていただきます。資料13ページをご覧ください。生産緑地とは、市街化区域内にある農地等について、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境形成を図ることを目的として定めた農地のことをいいます。

生産緑地地区の指定要件といたしましては、生産緑地法第3条第1項の規定に基づき、「公害や災害を防止し、都市の環境の確保に効用があり、公共施設などの敷地として適していること」、「面積が一回で500㎡以上であること」、「農林漁業の継続が可能な条件をそなえていること」。こういった事を勘案して、都市計画上の観点から生産緑地地区の指定を行っています。

続いて生産緑地の買取りの申出について説明いたします。資料は14ページとなります。生産緑地は、法第10条の規定により、「生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合」、「主たる従事者が死亡した場合」、「主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有した場合」に所有者は、市長に対して生産緑地の買取りを申し出ることができます。

生産緑地の買取り申出がされた場合の手続きの流れについて説明いたします。

土地所有者から買取りの申出を受けると法第11条により、先ず市が買取りを検討いたします。買取らない場合は、愛知県知多建設事務所などへ照会をかけます。それでも買取り希望者がいない場合は、所有者に買取らない旨の通知を送付するとともに、法第13条により農業委員会へのあつせん協力を行います。その結果、法第10条の申出から3か月以内に買取りを希望する者がいなかった場合、すなわち所有権の移転ができない場合には、法第14条の規定により生産緑地の行為制限が解除されるものとなっています。

行為制限が解除されたものについては、都市計画変更の手続きを行い、本都市計画審議会において生産緑地を区域から除外することについて審議していただくことになります。

それでは、今回の変更内容について、ご説明いたします。資料9ページをご覧ください。

今回提案させていただきますのは、市の北部に位置する1-7団地と1-11団地の区域の除外、市の西部に位置する3-3団地の一部区域の除外、以上の3件でございます。

まず、1-7団地についてご説明します。資料は10ページをご覧ください。所在地は、半田市大伝根町一丁目地内で、横川小学校の西に位置しています。本件は、指定されている665㎡全てを区域から除外するものです。

当該生産緑地は、平成25年10月24日に土地所有者から「主たる従事者の死亡」を理由に、買取りの申出がありました。市といたしましては、近隣に新池公園や大伝根公園が整備されているため、公園用地として取得する必要性が低いことから買い取らないことと致しました。その後、農業委員会にも斡旋協力を依頼しましたが、斡旋不成立となりました。その結果、買取申出の日から3か月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかったため、平成26年1月24日に生産緑地の行為制限は解除されております。

次に、1-11団地についてご説明します。資料は11ページをご覧ください。

所在地は、半田市乙川源内林三丁目地内で、乙川白山公園の北に位置しています。本件は、指定されている1,044㎡全てを区域から除外するものです。当該生産緑地は、平成26年7月2日に土地所有者から「主たる従事者の故障」を理由に、買取りの申出がありました。市といたしましては、近隣に乙川白山公園や長根公園、苗代ちびっこ広場が整備されているため、公園用地として取得する必要性が低いことから買い取らないことと

致しました。こちらにつきましても、農業委員会に斡旋協力を依頼しましたが、斡旋不成立となり、平成26年10月2日に生産緑地の行為制限は解除されております。

最後に、3-3団地についてご説明します。資料は12ページをご覧ください。所在地は、半田市板山町十四丁目地内で、市の西部、常滑市との市境付近に位置しています。本件は、指定されている757㎡のうち89㎡を区域から除外するものです。当該生産緑地は、平成25年12月26日に土地所有者から「主たる従事者の死亡」を理由に、買取りの申出がありました。市といたしましては、当該申出地は狭あい且不整形な土地であり、公共用地として適していないため取得する必要性が低いことから買い取らないことと致しました。こちらにつきましても、農業委員会に斡旋協力を依頼しましたが、斡旋不成立となり、平成26年3月26日に生産緑地の行為制限は解除されております。

以上のことから、現在都市計画決定されております生産緑地面積 62,501㎡、約6.3haから1,798㎡を除外し、60,703㎡、約6.1haへの都市計画の変更を提案いたします。

団地数につきましては、現在の52団地から50団地に変更となります。

なお、本案件につきまして、昨年12月8日から12月22日までの2週間にわたり都市計画課にて都市計画の案の縦覧しましたところ、縦覧者はなく、意見書の提出もございませんでした。

以上で議案第2号、知多都市計画生産緑地地区の変更、半田市決定案の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ありがとうございました。生産緑地の議案第2号につきまして説明をしていただきました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

成田委員

板山の3-3団地のところですが、除外する生産緑地は黄色で描かれていまして、緑色の生産緑地は残るという形になると思いますが、持ち主は死亡したということで、区域から除外する部分と残る部分が分かれています。その理由について説明がなかったと思いますので、説明してもらえないでしょうか。

事務局

今回、主たる従事者の方が亡くなられたことにより、一度、相続がされております。除外する区域は、農業用の通路と奥にお住まいの方の出入りのための通路を兼ねております。

相続によって新たな所有者になることを機に、奥の方が自宅の出入りの通路として使用するため所有権移転をしたいということで、通路部分は将来的に営農することはない土地であることから、この部分について買取の申出がありました。

成田委員

残る生産緑地については、どなたが耕作するのでしょうか。

事務局

残る生産緑地につきましては、相続をされた主たる従事者の奥様が営農されるということで報告を受けています。

山内委員

道路というか搬入路も今まで生産緑地指定されていたのでしょうか。

事務局

最小限の耕作に必要な搬入路につきましては、生産緑地の一団地として指定しています。

山内委員

現在、生産緑地指定されているところについても、同じように主として道路が指定されているところが他にもあるのでしょうか。

事務局

主として道路というところはありません。

山内委員

でもこの場合、奥の方はこの道を通って行かないと入れないわけですね。

事務局

この場合は、そうです。

石川委員

初めに生産緑地の説明がありましたが、良好な都市環境形成を図ることを目的として定めたということが、まず大前提としてあって、そのような中で、今まで6.3haあったものが今回6.1haに減ることになりますが、これで良好な都市環境形成が保てるのでしょうか。

生産緑地は、指定を受けてから30年経たないと買取申出ができないということで、指

定当初は、良好な環境形成を図るためにこれだけの緑地が必要であるということで指定されたと思います。半田市全体でみれば、もっともっと多くの緑があった中で、だんだん田んぼなどにも民家が建ってきて緑が減ってきているので、生産緑地が指定された時から比べて、半田市の緑はうんとうんと半分以下になっているのではないかという気がします。そのような状況の中で、また生産緑地が減りますが、どう良好な環境を保とうとしているのでしょうか。どうして、当初これだけ多くの緑を生産緑地として指定したのでしょうか。

建設部長

委員が言われたとおり、本来、平成4年の指定当初は、市の都市計画として将来の都市施設の設置に必要である位置に指定すべきで、国からも通達があつて、市の都市施設の配置を考慮して、これに適した農地を選んで生産緑地に指定するというのが基本の方針だったわけですが、国が途中で方針を変更しまして、市街化区域内の農地を将来宅地化する農地と保全する農地とに分け、それを地権者の意向に沿った形で指定しなさいということになりました。ですから、今委員が言われたとおり、半田市としては地権者からの意向を受ける中で指定しましたので、かなり多くを生産緑地に指定してしまったということがあります。当初の生産緑地は10.6haでしたので、それに比べたら半分近くには減ってきてはおりますが、その中でも半田市において将来緑地として必要なところについては買取りをしております。しかし、今回申出のあったものについては、先ほど説明があつたとおり、周辺に公園等が整備されていることから必要ないということで買い取りはしておりません。ただ、良好な都市環境というのは、平成4年から今まではそこに緑地があつたことである程度、環境的には良かっただろうと、ただこのように買取の申出ができる条件が整ったときに市としてそこを今後も保全していくのかどうかということで判断をしたうえで今回廃止したいということですので、確かに、それだけ面積が減って都市環境が保てるのかと言われたときには、今までは生産緑地として環境に貢献していただいておりますが、今後は市としてそこには都市施設はいらないという判断のもとで変更したいということがありますので、よろしくお願いします。

議長

市によっては、緑の基本計画があつて位置付けが整理されていたり、買取りのための基金があつたりします。半田市も過去には2箇所買取られたということで、全てを買い取ることは予算上難しいですが、どうしても必要なものについては買取っているとのことです。都市計画の手続き上、区域からの除外は、一番最後になりますが、きちんとやろうとすると市の方で都市計画に必要な箇所についてはあらかじめ方針を立てておき、買取申出が出てきたときに、きちんと買っていくことが考えられます。人口一人当たりの公園面積は、今半田市はどれくらいですか。

事務局

一人当たり 6. 1 6 m²です。

議長

それは、目標に対して十分な量なのでしょうか。

都市計画課長

目標値は 1 0 m²と定めておりますので、まだまだ達していない状況です。

議長

ですので、そういう状況を鑑みて生産緑地の買取り申出があった際には、都市計画の方で方針を定めて計画的に、あらかじめ予算を準備して対応している市もあるようですので、今後、考えていただけると良いかと思います。

岩田委員

生産緑地を買取らずに区域からも除外していくということで、都市化が進み、緑が減っていく様な半田市を作っていくという考え方でやられていくのか、緑を大事にして保全していくという考え方が優勢であるのか、申出場所によって異なると思いますが、市としてどのような方針なのでしょうか。

都市計画課長

緑の政策につきましても緑化推進ということを掲げておりますので、基本的に緑地は今あるものは保全しながら増やしていきたいという考えではあります。ただ、今回の生産緑地につきましても市街化区域の中ということで、市街化区域の中は有効な土地利用が図られるべき区域ということになりますので、有効利用できそうな土地については買取りたいという方針でありますし、それ以外のところで緑化推進という施策の中で緑の良好な環境づくりというものを進めて参りたいと考えております。

議長

緑の基本計画では、公園緑地で公的な空間だけではなくて、民有地の緑についても拡大していこうと、そういう目標を立てているので市に緑がどれくらいあるのかということは、国全体の方針として民有地を含めた緑の量を計数化して、比較できたり、発展の方向が分かるようになってきている。昔は、公園の予算が全然ありませんでした。半田市はいつから公園を改修する予算が付くようになったのでしょうか、戦前からありましたか。どこの市町村も非常に公園の予算は少なかったですが、最近は変わってきているようです。

都市計画課長

公園整備につきましては、半田市の市街地の拡大の中で、区画整理において必要な公園を整備して面積を確保してきた経緯が昭和の中頃から平成にかけてございます。

板倉委員

半田市内の大きな屋敷が無くなってしまい、どんどん集合住宅になってきていますが、その際、集合住宅を作るにあたっては、その周りに緑を配置するとか、そういうことがあれば良いと思いますが、そういう方針はありませんか。

都市計画課長

景観という観点では、建物を建てる際には、規模に応じて届出が必要となっております、そういった時には緑地の配置についてお願いをしていますし、民有地の緑化推進に関する補助制度もありますので、そういったものを活用していただくようPRしながら緑化推進の施策として進めております。

石川委員

平成4年に生産緑地を指定してから22、23年程経ちますが、主たる従事者が死亡した場合、故障した場合という買取申出の条件がありますが、今後、主たる従事者と言いますと、当時の平成4年の時に一番バリバリやっていたお父さん、お母さん達というのは、いずれ言い方は悪いですがお亡くなりになっていくと思いますが、そうすると農家で跡取りがしっかりしているところは良いですが、兼業農家でやっている人達というのは恐らく次の代がいなくなれば、やらなくなるということになると、父親が死んだから市に買い取って欲しいということになってくるが、そうなるといずれゼロになってしまいますよね、近い将来ではないでしょうか。平成4年の時に50歳だった方でも40年経てば90歳になり、ほとんどの方がお亡くなりになる中で、もうあと20年足らずで、生産緑地がゼロになってしまう可能性もありますよね。それは、それで良いのでしょうか。

建設部長

平成4年の時に、主たる従事者がお亡くなりになるという条件と30年後の平成34年に買取の申出ができるということになっています。ですから、平成4年の指定の時からそのことは、首都圏、近畿圏、中部圏の特定市から30年後どうするのかということは国に対して強く言ったのですが、国からの回答は何もありませんでした。このことに対して、我々特定市が今後どういうことをすれば良いのか、買取りのための補助など援助もなかったというのが現実で、30年後どうなってしまうのかということは私も危惧しているところでもありますけれども、現実的にゼロになる可能性がなくはないと思われます。ただ、半

田市として都市施設の用地としてこれは良いだろうと判断したものについては市が買い取りますので、それは残していきたいと考えています。既に2箇所、住吉町と板山町のところを買っていますけれども、市が買えばその部分は残っていきますが、市が買わない、農業委員会に斡旋してもやってくれる人がいないということになるとゼロになるという可能性を否定することはできないと思います。

石川委員

平成34年になってみないと分からないということですね。

議長

それより前に何か法律ができるのではないかと、みんな期待しているわけですね。

建設部長

指定の際には名古屋でも国の説明会があって、特定市が助成をして欲しいということを国に対しても強く要望したのですが、市が買い取ろうと思っても3か月という短期間に所有権移転ができないときには行為の制限が外れてしまうのではないですかと、それであれば補助などを手厚くしてくださいと国に対して要望はしましたが、こうした要望は全然聞き入れられませんでした。半田市が生産緑地を買い取った時に、愛知県で初めて買取ったということで半田市さん凄いですねと言われたくらいです。ですから、こういった援助も無い状況ですので平成34年になるとゼロになる可能性はないとは言えないです。

岩田委員

半田市として、そこで次に農業をやる人を募集したりPRしたり、農業をやりたいという人も増える中で、そういった方を見つけるといったことを何かされているのでしょうか。やりたい人とを結びつけるような取り組みはされているのでしょうか。

農務課長

平成26年度から都道府県ごとに、農地中間管理機構が設立されました。この機構の役割は、農地を貸したい方から農地を借受け、集積・集約化し、農地を借りたい方へ貸付けを行うことです。今後は、地域の農業従事者の方に、将来、農地を農地中間管理機構に預けても良いかどうかというアンケート調査を行いまして、その中で、今委員の言われたような、農業をやりたいという方がいれば調整を行い、両者間で合意がなされれば農地が借り受けられることとなります。

山本委員

それに関係しまして、農業委員会としても一言だけ申し上げます。実際のところやはり要望される方はみえるのですが、思いと現実とのギャップが大きすぎて、なかなか全員の方がきちんとやっていけるかどうか、その辺りが一番問題でして、現実的に農業を始めたことは良いが、やれないという方が現実にあります。では、それを誰が指導していくのかということもまだはっきりとはしていませんし、そんなことを我々自身もできるわけないものですから、いろいろと国の方でも議論になっていて新規就農をはやし立てていますが、現実的には厳しい面があると思います。新規就農の場合、年間150万、国の方から補助が出ますが、補助金目当てだけで動いてくれる人も中にはいるような気がしますので、その辺りの事もきちんと整理しながら進めていかないと、単純にただやりたいからどうぞという訳にはいきません。現実的に農地を借りてやってみえる方もいるのですが、それについても地元の貸し手の農家からも批判が出ておりまして、その辺りの事も今後どうしたら良いのかということも今からの研究課題だと思います。

議長

それでは、一旦議案の方について採決を取りたいと思います。「議案第2号 知多都市計画生産緑地地区の変更（半田市決定）」については、原案の通り決することにご異議ございませんか。

一同

（異議なし）

議長

ありがとうございます。異議なしと認め、原案通り決することといたします。

以上で、本日予定しておりました議題は終了いたしました。

最後に、以上2議題につきまして、半田市都市計画審議会運営要綱第10条により、「会議は議決により公開とすることが出来る。」と規定されておりますので、議事内容のうち個人情報を除き議事録を公開したいと思いますが、ご意義ございませんか。

一同

（異議なし）

異議なしということで、公開とさせていただきます。

これをもちまして、審議を終了させていただきます。

半田市都市計画審議会委員名簿

平成26年6月10日現在

No.	役職名		氏 名
1	会 長	学識経験者 (都市計画)	せぐち てつお 瀬口 哲夫
2	副会長	〃 (地方財政)	すずき けんじ 鈴木 健司
3	委 員	〃 (農 業)	やまもと よしひろ 山本 善博
4	〃	〃 (商工業)	ま せ まさかつ 間瀬 政勝
5	〃	半田市議会議員	なるた よしき 成田 吉毅
6	〃	半田市議会議員	いわた れいこ 岩田 玲子
7	〃	半田市議会議員	いしかわ ひでゆき 石川 英之
8	〃	半田市議会議員	わたなべ しょうじ 渡辺 昭司
9	〃	半田市議会議員	やまうち さとる 山内 悟
10	〃	愛知県尾張県民事務所 知多県民センター長	いとう かつみ 伊藤 克己
11	〃	愛知県 知多建設事務所長	あ きの ひでまる 浅野 秀麿
12	〃	愛知県半田警察署長	いしかわ ともゆき 石川 智之
13	〃	半田市 区長連絡協議会理事	よこい まさみ 横井 正己
14	〃	半田女性活動 連絡協議会幹事	いたくら えみ 板倉 恵美